

## 新潟家庭裁判所委員会(第27回)議事概要

### 第1 日時

平成29年2月2日(木) 午後1時30分から午後3時30分まで

### 第2 場所

新潟家庭裁判所大会議室

### 第3 出席者

#### 【委員】(五十音順, 敬称略)

石田央, 梅津昭彦, 江花カヨ子, 貝瀬伸一, 川口代志子, 古塩充, 小島健太, 佐々木優共, 佐藤克哉, 高木伸幸, 高橋一成, 田口紀子, 長谷川直子, 服部誠司

#### 【委員以外の裁判所出席者】

沓掛遼介裁判官, 河野郁江首席家庭裁判所調査官, 工藤敏之首席書記官, 佐藤雅史事務局長, 田崎徳行事務局次長, 熊倉秀行総務課長, 佐々木良明会計課長

### 第4 テーマ

裁判所における障害を理由とする差別の解消の促進について

### 第5 議事

#### 1 新委員からの自己紹介

#### 2 委員長の選出

委員の互選により, 川口代志子委員(新潟家庭裁判所長)を選任した。

#### 3 テーマに関する説明

(1) 裁判所出席者から, 要配慮者に対する裁判所の庁舎設備及び職員研修について説明を行った。

(2) 庁舎の見学を行った。

#### 4 意見交換

(委員長)

裁判所からの説明及び庁舎見学を踏まえて, 活発な議論をお願いしたい。

(委員)

少年事件や家事事件で, 障害者が当事者になっている件数はどのくらい

か。また、障害を要因とする事件の件数はどのくらいか教えていただきたい。

(委員長)

家事事件の当事者は、障害者以外でも高齢者も要配慮者に含まれば相当数になる。少年事件についてはそれほど多くない。

(委員)

少年友の会の会員として少年審判に付き添い、その後1年弱の間に約20回面会したことがある。最初は普通の少年との印象だったが、家庭内の問題があり、身体的な障害ではなく、心に障害があるのではないかと思い、注意深く対応したケースがあった。

(委員長)

家裁に来る方は、家族の悩みを抱えて、精神的に追い込まれている人がいる。身体的な障害は、例えば、車いすを使う等で対応できるが、精神的な障害は対応が難しい。

(委員)

裁判所に身体障害者の介助を専門で行う職員が常駐しているか。

(裁判所出席者)

看護師が職員として勤務している。内科と精神科の医師が非常勤職員として勤務している。

(委員長)

看護師は、普段は別の業務も行っている。非常勤の医師も何かあったらすぐに対応するというのではなく、医療行為が必要と判断した場合に、外部機関につなぐ役割をしている。調停や審判中に急に具合が悪くなる方もいるが、そのときは看護師等が他の職員と共同して対応する。

(委員)

外国人が当事者で日本語が話せないときは、当人が通訳できる人を連れてくればいいが、裁判所に来てから通訳が必要なことが分かった場合、裁判所が通訳人を呼ぶことがあるか。

(裁判所出席者)

少年事件の場合は、少年やその保護者に障害があることは事件記録で事前

に把握することができる。例えば保護者が聾啞の場合は、審判に立ち会う権利を保障するため、手話通訳を手配する等の準備をすることができる。ただし、少年事件の当事者に障害があるという件数はそれほど多くない。

家事事件は、成年後見事件が増えたことや調停事件にも高齢者が当事者の事件があるので、身体的なケアを必要としている当事者は少年事件より多い。

看護師や医師は、各当事者の疾病について職員が理解するための助言をしたり、他の医療機関につなぐ役割を担っている。また突発的な事態が起こったときは、書記官や調査官だけではなく看護師も協力して対応することになる。

(委員)

家事調停の場合も申立書を相手方に送付して、回答書を返送してもらっているので、通訳が必要な事件は事前に把握できる。調停委員や職員の中にも英語が話せる者もいるので、調停の進行に支障のないように対応している。

(委員)

成年後見事件の年間の申立件数を教えていただきたい。

(裁判所出席者)

新潟家裁管内で平成20年に400件台となり、年々増加し、平成25年以降500件台となっている。なお、平成28年度の管理係属中の事件数は約4000件である。

(委員)

法廷の傍聴席の椅子を外すことができ、車いすの方でも傍聴できることを説明を受けるまで知らなかった。弁護士として関与した事件で、家族の裁判を傍聴したいが、足が不自由で車いすを使っているので傍聴を諦めたというケースもあった。バスは車いすを固定できる場所に車いすのマークが表示されていて車いすでもバスに乗れることは誰でも知っている。裁判所でも、障害があっても裁判を傍聴することができることを分かりやすく、例えば、マークを作ったりして広く市民にアピールすることができればよいと思う。

(委員)

冒頭の説明と庁舎見学をして感じたことについて、1つ目は、私が利用し

た5階のトイレには和式のトイレもあった。高齢者や足の不自由な方のためには洋式トイレの方が利用しやすいので、1つでも洋式トイレが各階に増えるとよいと思う。2つ目は、各階の案内図が、健常者の目線に合うように設置されているので、しゃがんで、車いす利用者の目線で見てみたが、特に見えにくい等の支障はなかった。ただし、目的の部屋が分からなくて、どこに行けばいいのか迷ってしまう方が大勢いるようだったら、病院のように目的の場所まで色分けしたテープで案内するようにすると分かりやすいと感じた。3つ目は、休養所の利用が年2、3回との説明だったが、定期的な清掃や、維持管理を行っているか。

(裁判所出席者)

設備のメンテナンスも清掃も定期的に行っている。

(委員)

だんだん和式トイレは減っている。最近では和式トイレを使えない子供もいる。

(委員)

要配慮者研修を行っているということだが、人によって障害は様々である。今まで行った研修の内容はどのようなものか。

(裁判所出席者)

要配慮者研修は平成25年から始めた。内容は知識付与に重点を置いた講義及び疑似体験を行っている。

(委員)

要配慮者研修を行うことは法定されているのか。

(裁判所出席者)

法定はされていない。

(委員長)

車いすを利用している方が当事者のときは介助者が付き添ってくる人が多いので、職員が車いすを押すことは多くはないが、全くないことではない。車いすを押したことがないとどのくらいのスピードで押せばいいのかも分からないので、体験する機会を作っている。

(委員)

裁判所を利用する要配慮者の人数や、障害の内容について、大体の人数や割合が分かれば教えていただきたい。

(裁判所出席者)

裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領が平成28年4月1日から実施されたばかりなので、統計的な数字はまだ取っていない。

(委員長)

家裁の特色として、授乳中の赤ちゃんを連れた母親などの、障害のある方より、他の理由で配慮が必要な方のほうが恒常的に家裁を多く利用している。

(委員)

車いすで裁判の傍聴ができることや、多目的トイレにオストメイトが設置されていることが、あまり外部に知られていない。特にトイレは、人によっては他人に知られたくない事情があることもあるので、そこに導いてくれるサインはあってもいいと思う。庁舎全体の案内一覧表が1か所しかないということなので、しつこいかもしれないが、2階にはどこに何がある等の表示がされているほうが分かりやすい。補聴器や老眼鏡も用意されているが、実際にそれらを使う人の見えるところに置かれているのか疑問に思った。

支部や出張所にエレベーターが設置されていないところがある。車いすで2階に上がるためには階段昇降機が必要になるが、エレベーターが設置されていない支部等は、2階の利用頻度が低くて、2階に上がる必要がないということか。

(委員)

私が法律事務所を開業している村上市にある村上簡易裁判所・村上出張所も2階建てでエレベーターも階段昇降機も設置されていない。法廷は2階にあるので訴訟は全て2階で行う。地方には村上の裁判所と同じような裁判所は多いと思う。

(委員)

2階の使用頻度が高いところは、エレベーターか階段昇降機の設置を考えたほうがいいのではないか。

正面玄関の受付に守衛がいなくなることもあり、その際の対応をどうするか問題意識を持っていると説明があったが、人がいることで温かい対応ができると思うので、守衛が席を外すときは誰か代わりの人が座っていることが一番手っ取り早い方法だと思う。それができなければ、ボタンを押すと音が出たり、光が付いたりする機械はあるので、早く対応したほうが良いと思う。

(委員長)

家裁のトイレにはベビーキープがないが、委員の職場には設置されているか。

(委員)

中央児童相談所にはベビーキープは設置されている。女性トイレに小さい男の子が立って用を足せるトイレも設置されている。

(委員)

県庁にはベビーキープが設置されているトイレが3か所ある。多目的トイレも3か所設置されている。

(委員)

庁舎見学の際に多目的トイレを見て気になったことが、今の便器の位置だと、トイレが若干狭いので、車いすで入った人が一人で方向転換して、トイレを使用することが難しいのではないかとの印象を持った。実際に試してみても、難しいようだったら、便器の向きを90度変える等の対策が必要になるのではないか。

(委員)

介助の経験から、車いす利用者が便座に座るときは、便器の前側に車いすを止めて、腕の力だけで移動することになる。車いすは横に動けないのであの位置に設置されているのだと思う。

(委員)

身体障害者に対するケアは研修を行っていることによってある程度できていると思う。認知症について、成年後見事件の調査等で実際に本人に会ってみると、診断書に書かれているより症状が軽いと感じることがあると思う。認知症患者は緊張すると能力が150パーセントになることがあるので、疑

問に感じたら時間軸を長く見てもらいたい。

(委員)

要配慮者研修に全職員の3割が参加したとのことだが、参加していない職員へのフィードバックはどのように行っているのか。

(裁判所出席者)

フィードバックのため研修で配布した資料を送付して、研修に参加した職員が説明しやすいようにサポートしている。

(裁判所出席者)

要配慮者研修単体では参加人数が限られるが、他の研修の中に、短い時間でも要配慮者に対してのこまを盛り込むこともアイデアの1つだと思った。

(委員長)

委員の職場では職員研修を行っているか。

(委員)

研修の必要性は感じているが、要配慮者に的を絞った研修は行っていない。今後は研修を行わなければならないという話が出てくると思う。

(委員)

検察庁は裁判所とは違って、一般の方が庁舎内に自由に入ってくることを想定していない。要配慮者が来庁したときは個別に対応する。

(委員)

調停委員にも多目的トイレの宣伝が必要だと思う。

戸惑っている当事者がいると裁判所の職員が声を掛けて目的の部屋まで案内するところを何回か見たことがある。

(委員)

疑似体験の研修に参加した職員の感想で、自動販売機での購入体験が一番大変だったと紹介していたが、購入しやすい自動販売機に変更することは考えていないのか。

(裁判所出席者)

自動販売機は、業者に裁判所の庁舎の一部の使用を許可して、業者が機種を決めているので、自動販売機の機種を裁判所が決めることはできない。今後は要望として業者に話していきたい。

(委員)

本日の議論で出た提案，意見等をどのように活かしたか次回の委員会で報告していただきたい。

(委員長)

各委員から出していただいた提案，意見について，次回の期日までにどの程度実行できるか分からないが，次回の委員会で報告させていただく。

本日頂いた貴重な御意見，議論の内容を家庭裁判所の今後の実務の運用などの参考として役立てていただけるよう，家庭裁判所委員会としては期待することとする。

## 第6 次回のテーマ及び期日

### 1 テーマ

次回のテーマは「新潟家庭裁判所における事件処理の充実について」とする。

### 2 期日

平成29年7月5日（水）午後1時30分から午後3時30分まで